

【2012 年 9 月 26 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 77 号 ■

【今号の内容】

- 平成 24 年度 地域別最低賃金額が改定されます
～ 9 月 30 日から 11 月上旬にかけて順次 ～
- 改正労働契約法の説明会を開催します
～ 11 月から全国で ～
- 全国 47 都道府県で無料の労働契約解説セミナーを開催します
～ 10 月下旬から順次 ～
- 疾病を抱える就業者の方々が治療を受けながら仕事を継続するための
企業の取組に関するセミナーを開催します
～ 人事労務担当者など向け ～

平成 24 年度 地域別最低賃金額が改定されます
～ 9 月 30 日から 11 月上旬にかけて順次 ～

都道府県ごとに定められている地域別最低賃金額が改定され、9 月 30 日から 11 月上旬までの間に順次適用されます。平成 24 年度の改定額は 749 円（全国加重平均）で、昨年度の 737 円より 12 円の引上げとなります。

都道府県ごとの最低賃金額と発効年月日は、次のウェブサイトまたは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署などで確認できます。

【厚生労働省ホームページ】

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/ki_junkyoku/minimum/minimum-02.htm

【最低賃金に関する特設サイト】

<http://pc.saiteichingin.info/>

【全国の都道府県労働局、労働基準監督署 所在地一覧】

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

改正労働契約法の説明会を開催します
～ 11 月から全国で ～

有期労働契約（期間の定めのある労働契約）についてのルールを定めた「改正労働契約法」が8月10日に公布されました。都道府県労働局では、改正法のポイント、注意点などについて、働いている方や事業主の皆さまを対象に、説明会を開催します。多くの皆さまの参加をお待ちしています（参加無料）。

■11月の開催予定（※現時点で開催が決定しているもの）

- ・宮城 11月13日（火）
- ・岩手 11月29日（木）
- ・山形 11月20日（火）、11月28日（水）
- ・東京 11月9日（金）
- ・神奈川 11月21日（水）、11月29日（木）
- ・石川 11月19日（月）、11月21日（水）、11月29日（木）
- ・愛知 11月21日（水）
- ・滋賀 11月21日（水）、11月29日（木）
- ・京都 11月15日（木）、11月19日（月）
- ・大阪 11月8日（木）
- ・兵庫 11月22日（木）、11月28日（水）
- ・奈良 11月14日（水）、11月26日（月）
- ・和歌山 11月26日（月）、11月28日（水）
- ・徳島 11月20日（火）、11月29日（木）
- ・香川 11月26日（月）、11月28日（水）
- ・愛媛 11月27日（火）、11月29日（木）
- ・高知 11月29日（木）
- ・福岡 11月22日（木）

※事前のお申込みが必要です。受付が終了している場合もありますので、詳細は、各都道府県労働局 労働基準部監督課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

都道府県労働局のホームページ及びお問い合わせ先は、以下のページからご覧になれます。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※開催予定は、厚生労働省のホームページにも今後掲載していきます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

<参考>

有期契約労働者への処遇改善や能力開発などを行った事業主には、次の支援制度がありますので、ご活用ください。

○均衡待遇・正社員化推進奨励金

パートタイム労働者や有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度などを設け、実際に適用した事業主に対して支給されます。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/index.html

○キャリア形成促進助成金

雇用する労働者に対し、事業主が職業訓練を実施したり、労働者の自発的な職業能力開発を支援したりした場合に、訓練経費や訓練中の賃金などを助成します。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d01-1.html>

全国 47 都道府県で無料の労働契約解説セミナーを開催します

～ 10 月下旬から順次 ～

昨年度ご好評の「労働契約解説セミナー」を、今年度も 10 月下旬から全国 47 都道府県で開催します。これは、労働者と使用者をつなぐルールである“労働契約”について分かりやすく解説するもので、基礎的事項についての「基礎セミナー」と、労働契約に関連する各種判例を紹介する「判例セミナー」の 2 種を予定しています。

※有期労働契約に関するルールを定めた改正労働契約法については、このメールマガジンで案内している各都道府県労働局の説明会にご参加ください。

働いている方はもちろん、これから仕事に就こうと考えている方、人事・労務管理部門の方など、多くの皆さまの参加をお待ちしています。

参加は無料で、下記ホームページ内、またはFAX、電子メールから申込みができます。

■セミナー内容

- ・基礎セミナー（85分）：労働契約法や労働基準法に定められている“労働契約”に関連する事項について、法律の基本的な考え方を解説します。
- ・判例セミナー（70分）：基礎セミナーで解説した“働く各場面における労働契約に関するポイント”を過去の判例で紹介します。

※今年度初めて参加される方で、判例セミナー受講を希望される場合は、基礎セミナーへの参加もおすすめします。

■10月の開催予定

- ・北海道 10月30日（火）
- ・宮城 10月31日（水）
- ・東京 10月22日（月）
- ・愛知 10月29日（月）
- ・大阪 10月30日（火）

【開催日時・場所・申し込み方法】

（東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ホームページ）

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/20120827.html>

疾病を抱える就業者の方々が治療を受けながら仕事を継続するための
企業の取組に関するセミナーを開催します
～ 人事労務担当者など向け ～

近年の医療技術の進歩により、これまで効果的な治療法がなかった疾病の生存率が向上しています。職場復帰を目指して治療を受ける人や、治療を受けながら仕事を続ける人も増え、治療と仕事を両立できる環境の整備は、就業者、企業双方にとって重要な課題といえます。

しかし、企業などの現場では、疾病や治療に関する知識・理解が足りない、就業者を支援するためのノウハウや経験が乏しいといった理由で、両立支援の取り

組みが十分に行われていないのが現状です。

そこで、厚生労働省では、みずほ情報総研株式会社に委託し、効果的な支援手法について調査研究を行っています。この一環として、企業などで両立支援の中心的な役割を担うことが期待される人事労務担当者などを対象として、セミナーを開催します（参加無料）。

■セミナー内容

- ・日本の死因の第1位であり、生涯のうちに2人に1人が罹患する「がん」について、治療と仕事の両立支援に取り組んできた専門家から、企業・団体などにおける具体的な取り組みのポイントを紹介します。

■開催予定

- ・9月28日（金）13時30分～16時00分（受付：13時15分～）
- ・10月22日（月）13時30分～16時00分（受付：13時15分～）

■会場

- ・ベルサール神田 3階会議室
東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル3F

【開催日時、場所、申し込み方法】

（みずほ情報総研株式会社ホームページ）

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2012/ryouritsu-shien.html>

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。

- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====